令和５年　　月　　日

野田市福祉部高齢者支援課　高齢者支援係行

質問票

※ご質問の際には、可能な限り事前に法令等をご確認の上ご質問ください。

参考：法令等につきましては、『令和３年４月版　介護報酬の解釈　指定基準編』、『令和３年４月版　介護報酬の解釈　単位数表編』等でご確認いただけます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 質問内容 | 該当条文、根拠等 |
| 記載例 | 認知症介護基礎研修の義務づけについて、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるとありますが、介護人員基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者については、受講対象に含まれますか。 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準　第３０条【記載例回答】人員基準上の従業員として算定される者以外の者や直接携わる可能性の低いものについては、義務付けの対象外です。介護保険最新情報Vol.952 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 |  |

※質問内容により、他事業所と共有する必要がある場合には、ホームページ等に掲載させていただく場合があります。

令和5年12月20日（水）　正午までにFAX又はメールにて送付してください。

送付先：野田市高齢者支援課

FAX番号：04-7123-1095

メール：koureisien@mail.city.noda.chiba.jp